

誰もが働きやすい現場環境整備工事実施要領

(目的)

第1条 建設業界では、若手や女性技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。このため、愛知県では、建設産業の担い手確保に向けた労働環境改善の一環として、建設現場への男女別快適トイレや更衣室等の設置をする「誰もが働きやすい現場環境整備工事」に取り組むこととする。

(対象工事)

第2条 愛知県建設局又は都市・交通局の発注工事で、令和3年4月1日以降に新規に契約する設計金額が150,000千円以上の全ての工事を対象とする。ただし、現場事務所を設置しない工事については除外する。

2 前項の工事は、同時に「積算基準及び歩掛表（愛知県建設部）」により現場環境改善費の計上対象工事（以下「現場環境改善対象工事」という。）となる。誰もが働きやすい現場環境整備工事は、現場環境改善対象工事の実施内容を踏まえた上で、第3条に規定する取り組み内容を実施するものである。

(取組内容)

第3条 取組内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 受注者は、契約工期のうち、準備、後片付けに要する日などの現場不稼働日を除く期間において、男女別快適トイレを設置するものとする。
- (2) 現場環境改善対象工事に係る5つの内容の実施にあたり、仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携のうち、2つの内容を実施する費目は営繕関係とする。

(快適トイレの仕様)

第4条 男女別快適トイレは、第1号から第6号の快適トイレに求める標準仕様を満たすもので、第7号から第11号の快適トイレとして活用するために備える付属品を備えるものとする。なお、第12号から第17号については推奨する仕様、付属品であり、必ずしも設置を義務付けるものではない。

【快適トイレに求める標準仕様】

- (1) 洋式便座
- (2) 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む）

- (3) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取る）
- (4) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
- (5) 照明設備（電源がなくても良いもの）
- (6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重 5 kg 以上）

【快適トイレとして活用するために備える付属品】

- (7) 男女別の明確な表示
- (8) 入口の目隠し設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- (9) サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- (10) 鏡付きの洗面台
- (11) 便座除菌シート等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法 900 mm×900 mm 以上（半畳程度以上）
- (13) 擬音装置
- (14) 着替え台（フィッティングボード等）
- (15) フラッパー機能の多重化
- (16) 窓など室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）

（積算方法等）

第 5 条 快適トイレに関する費用は、45,000 円／基・月とし、2 基分を共通仮設費の営繕費に積上げ計上する。ただし、実際に要した費用が 45,000 円／基・月に満たない場合は、最終変更設計時にその費用を計上し、変更契約するものとする。

（現地確認）

第 6 条 監督員は、第 3 条に基づき実施する内容について、臨場にて確認するものとする。

（工事名）

第 7 条 対象工事は、工事名の末尾に「(環境整備)」を追記する。

（特記仕様書）

第8条 対象工事は、特記仕様書に以下のとおり記載する。

「第〇条 本工事は、土木工事標準仕様書に記載する誰もが働きやすい現場環境整備工事の対象工事とする。」

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。